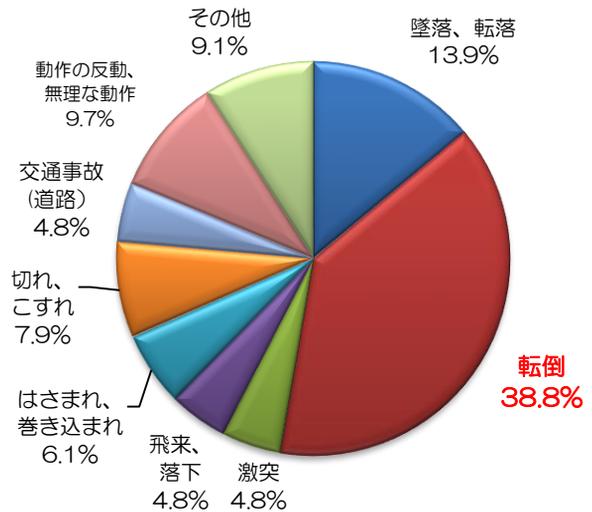




平成30年労働災害発生状況について

業種 (13次防重点業種)	発生年	平成30年8月末		
	平成29年 全期	死傷(死亡)	前年 同期比	増減率
全産業	294(0)	165(3)	-8	-4.6%
製造業	73	44	±0	
建設業	30	16(2)	+2	14.3%
土木工事業	11	7(1)	+1	16.7%
建築工事業	16	5	-2	-28.6%
その他建設業	3	4(1)	+3	300.0%
陸上貨物運送事業	49	18	-17	-48.6%
小売業	28	17	-2	-10.5%
社会福祉施設	24	27	+20	285.7%

【災害の傾向（事故の型別）】



第69回 全国労働衛生週間の実施について

期 間：平成30年10月1日（月）～7日（日）

【準備期間：平成30年9月1日（土）～30日（日）】

【スローガン】

こころとからだの健康づくりみんなで進める働き方改革

労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など「労働衛生」に関する国民の意識を高め、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的とし、毎年同じ時期に実施しており、今年で69回目を迎えます。

今年度から始まった第13次労働災害防止計画においては、初年度における取組として、労働者の健康確保対策については、「働き方改革実行計画」（平成29年3月働き方改革実現会議決定）等を踏まえ、過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進、疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進、化学物質等による健康防止対策の推進等に取り組みむこととしています。

各事業場においては、労働衛生週間準備期間及び本週間期間中において、事業場内の労働衛生管理水準向上のため、下記実施要綱を参考に安全衛生管理活動を展開し、事業場内の労働衛生意識高揚に努めましょう。

事業場における実施事項（抜粋）

労働衛生週間及び準備期間中に実施する事項

- ① 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- ② 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
- ③ 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
- ④ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- ⑤ 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施
- ⑥ 過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進
- ⑦ 労働者の心の健康の保持増進のための指針等に基づくメンタルヘルス対策の推進 など

※詳しくは・・・

労働衛生週間

検索

NEXT → 死亡災害が続発！

死亡災害が続発

～安全対策を再確認し、災害防止に努めてください～

平成30年の死亡災害は、8月末現在3件（建設業2件、林業1件）発生しており、昨年のゼロ災害達成から一転、憂慮すべき状況となっております。

建設業については、高所からの墜落災害と、重機の転倒災害。林業については伐木中の立木倒壊による災害となっております。いずれも従来型の災害となっております。基本動作の徹底が求められます。

各事業場においては、設備の点検・整備、作業手順の再確認等を行い災害防止に努めてください。

再確認

重機運転に関する資格について

車両系建設機械の運転業務に従事するときは、機体重量によって技能講習若しくは特別教育の資格を有する者が運転することになっています。

最近、道路交通法上の「小型特殊車両免許」によって重機を扱えると誤認する事案が散見されましたので、再確認をお願いします。

宮城県最低賃金《改定のお知らせ》

宮城県内で事業を営む使用者及びその事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む。）に適用される宮城県最低賃金が次のとおり改定されます。

時間額 **798** 円
平成30年10月1日から！

（9月30日までは時間額772円）



26円UP
だよ！

最低賃金制度の
マスコット
チェックマン

最低賃金の計算には、（1）精皆勤手当、（2）通勤手当、（3）家族手当、（4）賞与等、（5）時間外・休日・深夜手当は含まれません。

また、特定の産業（「鉄鋼業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、「自動車小売業」）で働く労働者には宮城県の特定（産業別）最低賃金が適用されます。

※詳しくは、宮城労働局労働基準部賃金室（022-299-8841）又は当署監督課に確認してください。

お知らせ

「働き方改革推進に向けた労働時間制度等の説明会」を開催します。

※本説明会は7月に開催した説明会とほぼ同じ内容となっておりますが、説明会開催日までの間に、新たな省令や行政通達等が示された際は補足説明します。

日 時：平成30年10月3日（水） ①10:00～11:50 ②14:00～15:50

※各回定員100名 30分前から受付開始

会 場：宮城県大崎合同庁舎 1階大会議室（大崎市古川旭4-1-1）

申込方法：監督署窓口や各商工会窓口等で配布している申込書または、

宮城労働局ホームページからダウンロードした申込書に必要な事項を記入して

古川労働基準監督署にFAXしてください。FAX番号：0229-23-7968

二次健康診断等給付制度をご活用ください

二次健康診断等給付とは、労働安全衛生法に基づいて行われる定期健康診断において、**脳・心臓疾患に関連する一定の項目**（血圧検査・血中脂質検査・血糖検査・腹囲の検査またはBMIの測定）に異常所見がある場合に、**無料で精密検査や保健指導が受けられる**労災保険給付です。

脳・心臓疾患の予防のため、積極的な活用をお願いします。

※詳しくは・・・

二次健康診断

検索

労基署は「転ばぬ先の杖」ご不明な点や悩みごとがあればお気軽に御相談ください。

労働時間・残業代・労働条件関係は「監督課」、労働災害防止・健康確保対策関係は「安全衛生課」、労働保険料・労災保険関係は「労災課」が窓口となります。TEL:0229-22-2112